

## 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新の申請等）、運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：運転免許課申請の場合 ～ 1日 警察署申請の場合 ～ 21日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、警察署の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：

